

◇大阪市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

- 1 犬の登録、鑑札の交付及び届出の受付に関する事務等を専決することができる者の範囲を改めることにしました。
- 2 犬等を評価した場合の評価人の署名押印を記名に変更することにしました。
- 3 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(健康局生活衛生部生活衛生課)